

◎新潟県告示第1040号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年9月17日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和6年8月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市東寺町二丁目877番3、 877番4	6.00	19.08
878番2、879番1の内、880番2の 内	5.60	43.00
880番2の内、881番の内	6.00	23.47
868番の内、869番2の内	6.00	9.62
868番の内、869番2の内	6.00～10.00	6.00